

旧緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）において梨の栽培業を営んでいたところ、原発事故によって避難し、梨の栽培に必要な梨の木の消毒ができなかったために梨の木に病原菌が発生し、梨の木を伐採せざるを得なくなった申立人につき、平成23年3月から梨の木の伐採時期である平成24年8月までの逸失利益及び6年分の営業損害（ただし、原発事故による寄与度を9割とする。）に相当する金額の廃業損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 営業損害（梨に関する逸失利益）

【期間】自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

金302万6840円

2 廃業損害（梨に関するものに限る）

金1089万6623円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金1392万3463円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対して、前項記載の和解金のうち金605万3679円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年2月20日

(仲介委員 副田 純子)